

決算特別委員会（令和2年10月1日～10月12日）

大塚勝利議員の質疑

高齢者施設について <10月2日>



（大塚議員） 2025年団塊の世代が75歳となり、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれています。介護を必要とする高齢者は、特別養護老人ホームだけでなくサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを利用している状況があります。本県の高齢者施設等の状況についてお尋ねします。



国においては、平成27年の介護離職ゼロ政策において、2020年代初頭までに50万人以上の要介護者の受け皿を用意するとしていましたが、国はどのように取り組んできたのか、あわせて本県の状況はどうなっているのか、伺います。

（介護保険課長） 国は、2020年代初頭までに50万人以上の要介護者の受け皿として、従来の施設整備計画に加え、サービス付き高齢者向け住宅2万人分の前倒し整備や、特別養護老人ホームや認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の在宅・施設サービスについて、約10万人分の前倒し・上乘せ整備が可能となるように財政支援を実施しています。

県におきましても、在宅・施設サービスの整備に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した財政支援を実施し、要介護者の受け皿確保に努めているところです。

（大塚議員） 質問にあたり改めて確認します。特別養護老人ホームとは、介護を必要とする65歳以上で、在宅介護が難しく、原則要介護3以上の方が入居する高齢者施設です。自治体が補助金を出し社会福祉法人が運営、人気が高くなっています。

まず、本県の特別養護老人ホームの定員数及び空床数の推移と入居希望者の状況についてあらかじめ資料をお願いしています。資料について説明願います。

(介護保険課長) 本県の特別養護老人ホームの定員数及び空床数の推移と入所申込者数について説明します。

定員数につきましては、H22年4月1日時点の16,150床から、直近のH31年4月1日時点の24,419床まで、連続して増加しており、これは特別養護老人ホームの整備を進めてきたことによるものです。

また、空床数についても、定員数の増加とともに増加している状況となっております。

一方、入所申込者数は、H22年10月1日時点の22,186人からH28年4月1日時点の7,923人に減少しております。これは、特別養護老人ホームや認知症グループホーム、有料老人ホームの整備が進んだことに加え、平成27年度から特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上へと変更になったことが要因であると考えられます。

(大塚議員) 資料を見ると、平成28年4月から平成31年4月までの3年間でさらに空床が増え続けていますが、依然として入居希望者がいるにもかかわらず、空床があるのはどのような理由によるのか伺います。

(介護保険課長) 県所管の特別養護老人ホームの入所率は平均で約94%となっております。この中で、特に入所率が低い(35%以下)施設に確認したところ、空床の理由としては、特別養護老人ホームでは入所者3名に対し1人以上の介護職員の配置が義務付けられていますが、介護人材の不足で職員を配置することができず、入所者の受入れを制限せざるを得なくなったり、入所申込者が減少していること、また開所まもないことによる受け入れの制限や病院からの退院予定の方のためのベッドの確保などがその理由となっております。

(大塚議員) それでは、介護人材の不足解消へどのような対策をとっているのかお尋ねします。

(介護人材確保対策室長) 本県では、特別養護老人ホームをはじめとする介護事業所に従事する介護職員の確保・定着のため、地域医療介護総合確保基金を活用し、参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上などに取り組

んでおります。

主な取り組みとしましては、福祉人材センターに就職支援専門員を配置し、採用面談への同行などきめ細かな就職支援を実施しています。

さらに昨年度からは人材開拓員を配置して市町村等が実施する就職相談会に出向き、介護の仕事に興味・関心を持ってもらうよう働きかけるとともに、介護未経験者に対する研修を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による、介護職員の更なる業務負担軽減を図るため、介護事業所において、介護ロボットを導入した場合の助成について内容を拡充するとともに、今年度から、介護ソフトやタブレット等を導入した場合に助成を行うこととしております。

そのほか、介護職員処遇改善加算を取得していない事業所等を対象に、制度理解のための勉強会を開催し、加算取得に必要な手続きのアドバイザーを対象事業所に派遣しています。

(大塚議員) 介護人材の不足解消という課題に様々取り組まれています。特別養護老人ホームにおいても一人でも多く入居できるよう、介護人材の確保にご尽力いただくようお願い致します。

特別養護老人ホームの定員は増え続けていますが、特別養護老人ホームを新規で建設する場合の必要量はどのように決定しているのかお尋ねします。

(介護保険課長) 特別養護老人ホームの必要量については、保険者ごとに、入所申込者の状況や高齢者の推計人口、要介護者の増加見込み、在宅介護への移行見込み、介護保険料の見込み及び特別養護老人ホームの整備意向などを踏まえて算定します。

県では、各保険者が算定した必要量を高齢者保健福祉圏域ごとに集計し、圏域内での調整を行ったうえで、県の整備計画として策定しています。

(大塚議員) 特別養護老人ホームは年々増え続けているものの、県内で24,000床強しか確保できておらず、特別養護老人ホームだけで県内全体の介護需要を満たすのは難しいのが現状です。

一方、サービス付き高齢者住宅とは、主に民間事業者が運営するバリアフリー対応の賃貸住宅で、自立あるいは要支援、要介護高齢者も受け入れており、日中は生活指導員が常駐し安否確認や生活サービスを受けることができます。サービス付き高齢者住宅の9割を有料老人ホームが占め要支援、要介

護の方にも対応していると聞いています。県内の登録数は令和2年8月末時点で、219棟8,976戸と聞いています。

現在、日常生活や介護に不安を抱く高齢者が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく在宅で住み慣れた地域との関係を維持し、安心して暮らすことを可能とするため、高齢者の住まいと24時間対応できる介護サービスを組み合わせた仕組みづくりが進められているところです。

しかしながら、本来、介護サービス事業所は、広く日常生活圏域内の高齢者を対象とすべきですが、サービス付き高齢者向け住宅を含む住宅型有料老人ホームに併設され、入居者を囲い込み、入居者に対してサービスの利用を強要したり、区分支給限度基準額ギリギリの介護サービスの利用を入居条件としている事例があると聞いています。

県は住宅型有料老人ホームに住む高齢者に対して適正なサービスが提供される為に、どのような対策をとっているのか、伺います。

(介護保険課長) 介護サービスが適正に提供されるための要件の1つとして、利用者に対するケアマネジメントが適切に行われる必要があります。

このため、住宅型有料老人ホームの事業者への集団指導において、入居者の希望する介護サービスの利用を妨げてはならないなど、適切にケアマネジメントがおこなわれるよう注意喚起を行っております。

また、施設への立入検査では、事業者が入居者との契約時に行う重要事項の説明において、適切なケアマネジメントを受けることを妨げる内容を求めているか、説明を確実にしているかなどを確認し、不備がある場合は改善を求めています。

さらに、住宅型有料老人ホームに併設される介護サービス事業所については、実地指導において利用者に適切なサービスを提供しているかの確認を行っています。

(大塚議員) 2025年高齢化のピークを迎えるとされており、現在、特別養護老人ホーム等の従来からの介護サービスに加え、多様な介護ニーズの受け皿としてサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの利用者が増えています。これらの高齢者向けの住まいが増えている現状について、県や介護保険を運営する市町村は実態を把握しているのかお尋ねします。

(介護保険課長) 介護保険事業は、3年間で1期として市町村が策定する

介護保険事業計画や県が策定する介護保険事業支援計画に基づいて運営されています。

介護保険法の改正により、次期計画の策定に当たっては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、市町村全域や日常生活圏域ごとの地域におけるこれらの設置状況や要介護者等の人数、利用状況等を把握することとなっています。

このため県では、県が登録を行うサービス付き高齢者向け住宅や県に届出が行われる有料老人ホームの情報について、市町村が実態を把握できるよう通知し、情報共有を図っています。

(大塚議員) サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームが介護ニーズの受け皿となっている実態を把握するために、市町村と情報共有を図るとのことですが、高齢者向け住宅の実態が把握できても、入居に見合うだけの介護サービスの整備が出来なければ、高齢者が地域で安心した生活を継続できないと考えます。

介護サービスの整備について、今後どのような方針でのぞむのかお答えください。

(介護保険課長) 県では、福岡県高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が生き生きと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

現行の計画期間が今年度までとなっており、現在、来年度の計画を策定しているところです。

今後は、新たに策定する計画に基づき住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを推進し、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに住む高齢者の皆様の多様なニーズに対応する介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供してまいります。

(大塚議員) 最後に、今後見込まれる介護を必要とする高齢者の増加に対して、県におかれましては、市町村としっかり情報を共有いただき、適正な住宅施策、介護サービスの整備に取り組んでいただきたいと要望し、質問を終わります。